各種減免

- おむつ代の医療費控除
- 介護サービスの医療費控除
- 所得税の障害者控除
- 市民税の障害者控除
- 粗大ごみ処理手数料の減免
- ごみの持ち出し収集
- 水道料金・下水道料金の減免

おむつ代の医療費控除



↑↑ 傷病によりおおむね6か月以上寝たきり 対象 で医師の治療を受けている場合で、おむ つを使う必要があると認められるときのお むつ代で一定のもの。

●申告に必要な書類●

- ①対象となるおむつ代の支出を証する領収書等
- ②医師が発行した「おむつ使用証明書」

この医療費控除を受けることが2年目以降で、要介 護認定を受け一定の条件を満たしている方は、福祉 保健センター高齢・障害支援課より「確認書」を 交付されることで、おむつ使用証明書の代わりに出 来ます。確認書の交付については事前にお問合せく ださい。おむつ使用証明書の書式は、区役所税務課、 高齢・障害支援課にあります。詳しくは国税庁 HP (http://www.nta.go.jp/) を参照していただくか 下記までお問い合わせください。

問

緑税務署 四972-7771 福祉保健センター高齢・障害支援課 介護保険担当 2479 高齢・障害事務係 🖸 978 - 2445

介護サービスの医療費控除

▶本人及び生計を一にする配偶者その他の親族 のために支払った医療費(保険金などで補填され る金額を差し引きます。)が、1 年間に10 万円 または所得金額の5%(どちらか少ない額)を超 える場合、確定申告により医療費控除として所得 から差し引くことができます。介護保険で利用し ている介護にかかる自己負担額についても医療費 控除の対象として認められるものがあります。

●対象となるサービス●

- ① 医療系のサービス (訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療 養管理指導・通所リハビリテーション・短期 入所療養介護)
- ② ①のサービスと併用して利用する在宅介護 サービス (訪問介護の一部・訪問入浴介護・通所介護・ 短期入所生活介護)
- ③ 施設サービスの対価についての取扱い
 - イ. 指定介護老人福祉施設・地域密着型介護 老人福祉施設サービスの対価(介護費、 食費及び居住費) として支払った額の 1/2 相当額
 - □.介護老人保健施設·指定介護療養型医療施 設施設サービスの対価(介護費、食費) ※いずれも介護予防サービスを含みます。

●申告方法●

申告にあたっては領収書が必要となります。医療 費控除の対象となる条件等はサービス利用状況等 に応じて細かく規定されています。詳しくは国税 庁 HP (http://www.nta.go.jp/) を参照してい ただくか、下記の税務署にお問い合わせください。

緑税務署 \odot 972 - 7771

25

所得税の障害者控除

● 納税者本人及び控除対象配偶者または扶養親族が障害者であるときは、所得税の障害者控除の適用の対象となります。なお、年齢 65 歳以上で、以下の表の①~⑤いずれかに該当し、福祉保健センター長が認定「障害者控除対象者認定書」が発行された方は障害者控除の対象となります。

区分	対 象	控除額
障害者	 身体障害者 (3~6級) に準ずる方 知的障害者 (軽度・中度) に準ずる方 	所得金額から 27 万円
特別障害者	③ 身体障害者 (1~2級) に準ずる方④ 知的障害者 (重度) に準ずる方⑤ 6か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方	所得金額から 40 万円

※控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている場合の控除額は75万円です。

詳しくは国税庁 HP(http://www.nta.go.jp/)を参照していただくか、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

問

●申告窓□●

緑税務署 2972 - 7771 (ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当係)

認定について●福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢・障害事務係978 - 2445

市民税の障害者控除

●市民税・県民税の納税義務者本人または、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が、年齢65歳以上で、以下の表の①~⑤いずれかに該当し、福祉保健センター長が認定「障害者控除対象者認定書」が発行された方は、市民税・県民税の障害者控除の対象となります。

区分	対 象	控除額
障害者	 身体障害者(3~6級) に準ずる方 知的障害者(軽度・中度) に準ずる方 	所得金額から 26 万円
特別障害者	③ 身体障害者 (1~2級) に準ずる方④ 知的障害者 (重度) に準ずる方⑤ 6 か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方	所得金額から 30 万円

※ 控除対象となる配偶者や扶養家族が、同居特別 障害者の場合は、53万円が控除されます。 詳しくは区役所へお問い合わせください。

問

申告窓□

青葉区役所税務課市民税担当

2978 - 2241~2243 (ただし、市民税・県民税を給与から源泉徴収されている場合は、年末調整の時期に勤務先の給与担当係へ。)

認定について● 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢・障害事務係978-2445

粗大ごみ処理手数料の減免

↑ 対象

次のいずれかに該当する場合

- ① 1・2級の身体障害者手帳を持っている 方がいる世帯
- ② A1・A2 の愛の手帳(療育手帳)を持っている方がいる世帯
- ③ 3級の身体障害者手帳を持っていて B1 の愛の手帳(療育手帳)を持っている 方がいる世帯
- ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯
- ⑤ 要介護認定(要介護 4・5)を受けて いる 65 歳以上がいる世帯
- ⑥ 粗大ごみを自己搬出することが困難なひとり暮らしの 70 歳以上の方
- ⑦ 生活保護世帯
- ⑧ 特定中国残留邦人世帯
- ⑨ 福祉医療証の交付を受けているひとり 親世帯
- 年間 4 個 (4 月〜翌年3月まで)まで粗大 ごみの処理手数料を免除します。
- 粗大ごみ受付センター☎ 0570 200 530携帯・IP 電話 045 330 3953
 - ※粗大ごみの申込みの際に減免の対象である ことを申し出てください。このとき手帳番 号等を確認させていただきます。
- 背 資源循環局青葉事務所 ☎975-0025

ごみの持ち出し収集



次のいずれかに該当し、ご家族や身近な 人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積 場所(粗大ごみは指定場所)まで持ち出 すことができないひとり暮らしの方。なお、 同居者がいる場合でも、同居者が高齢者 や年少者などで、家庭ごみを集積場所(粗 大ごみは指定場所)まで持ち出す事がで きない場合は、対象となります。

- ① 身体障害者手帳を交付されている方
- ② 愛の手帳 (療育手帳)を交付されている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
- ④ 介護保険の要介護 (要支援) 認定を受けている方
- ⑤ ごみを持ち出すことが困難な65歳以上の方
- ⑥ 妊婦やけがをしている方などで、事務 所長が認めた方(粗大ごみのみ)
- 対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ご みを収集します。粗大ごみは敷地内、ま たは屋内まで入り収集します。
 - ※お申し込みの際は市職員・介護者・対象者 で面談を行い、必要な情報などを確認させ ていただきます。
 - ※一定期間ごみが排出されていない場合等に、安否確認のため、インターホン等で声をかけさせていただくことがあります。
- 申

資源循環局青葉事務所 四 975 - 0025

水道料金・下水道料金の減免

↑↑ 対象 在宅でいずれかの方がいる世帯。

- ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 知能指数 35 以下の方
- ③ 1級の精神障害者手帳をお持ちの方
- ④ 重複障害者の方 (身障3級、知能指数75以下、精神障害2級のうち2つ以上に該当する方。 2人で要件を満たす場合も含みます。)
- ⑤ 要介護 4 または 5 の方

サ

水道料金基本料金相当額 (2か月あたり 1,738円) 及び下水道使用料基本額相当額 (2か月あたり1,386円) が減免されます。

申

水道局お客様サービスセンター ■ 847 - 6262